



先行審査プラントの記載との比較表 (V-1-10-16 設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 (緊急時対策所))


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>設工認に必要な設計の要求事項を, V-1-10-1 「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」 (以下「V-1-10-1」という。)の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・図書名称等の差異 (図書名称及び読み込み表現の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下備考欄の記載を省略する。)
		<p>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び通信連絡設備チーム) は, V-1-10-1 の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき, 設置許可基準規則, 安全審査指針, 技術基準規則, 旧技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして, 設計基準対象施設と重大事故等対処設備に係る機能ごとに「緊急時対策所」を抽出するとともに, それらのうち号機間で共用する設備を明確にし, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その抽出した結果をアウトプットとして様式-2 に整理した。</p> <p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は, 工認プロジェクト (品質保証チーム) が取りまとめた様式-2について, V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か, またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし, 承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織に係る体制の差異 (組織に係る体制の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下備考欄の記載を省略する。) ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は号機間共用する設備を様式-2 で整理している。)
		<p>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び通信連絡設備チーム) は, V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計 1)」に基づき, 技術基準規則をインプットとして, 技術基準規則の各条文と施設における適用要否の考え方及び技術基準規則の条文単位での適用を明確にし, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その明確にした結果をアウトプットとして様式-3 に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (品質保証チーム) は, 様式-3 をインプットとして, 条文と施設の関係を一覧に整理し, アウトプ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・差異なし

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>ットとして様式-4 に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び通信連絡設備チーム)</u> は、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2 及び様式-4 をインプットとして、<u>抽出した</u>機器に適用される技術基準規則の条項号及び条項号ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、<u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> は、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並び替えるとともに、<u>その整理した結果を</u>アウトプットとして様式-5-1 に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び通信連絡設備チーム)</u> は、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、<u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> は、<u>その策定した結果を</u>アウトプットとして、各条文の設計の考え方を様式-6 に、要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7 に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び通信連絡設備チーム)</u> は、基本設計方針をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必要な設工認書類との関連を明確にし、<u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> は、<u>その明確にした結果を</u>アウトプットとして様式-5-2 に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、<u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> が取りまとめた、様式-3、様式-</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1、様式-5-2 として作成している。) ・表現上の差異 ・インプットの差異 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う、使用する用語の差異 (以下「新検査制度移行に伴う表現の差異」という。) ・表現上の差異 ・資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1、様式-5-2 として作成している。) ・資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1、

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>4, 様式-5-1, 様式-5-2, 様式-6 及び様式-7 について, V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して, 設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューし, 承認した。</p>	<p>様式-5-2 として作成している。)</p>
		<p>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び通信連絡設備チーム) は, 様式-2 で抽出した機器に対し, 詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している様式-5-1, 様式-5-2 及び基本設計方針をインプットとして, 該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その詳細設計の結果をアウトプットとして様式-8 の「工認設計結果 (要目表/設計方針)」欄に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異 (柏崎刈羽は, 様式-5 を様式-5-1, 様式-5-2 として作成している。) 表現上の差異
		<p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は, 「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ, 保安管理グループマネージャに必要な検討を依頼した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は, 工認プロジェクト (品質保証チーム) が取りまとめた様式-8 の「工認設計結果 (要目表/設計方針)」欄について, V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計 1)」で明記している施設ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか, 詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの二つの観点でレビューし, 承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異 (柏崎刈羽は, 様式-8 の横軸を V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計 1)」で作成した施設ごとの基本設計方針としている。) 表現上の差異 (設計 2 をレビュー・承認していることを明確に記載した。)
		<p>基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を, その実績のレビュー, 設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて, 以下の「1.」以降に示す。【 】は, 設工認書類との関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>1. 共通的に適用される設計 共通的に適用される設計項目に対する設計を, 以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>・技術基準規則第 4 条 (設計基準対象施設の地盤), 第 49 条 (重大事故等対処施設の地盤) の適合に必要な設計を V-1-10-4 「<u>設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設</u>」(以下「V-1-10-4」という。)の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。</p> <p>・技術基準規則第 6 条 (<u>津波による損傷の防止</u>), 第 51 条 (津波による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。</p> <p>・技術基準規則第 7 条 (外部からの衝撃による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「6. 自然現象等への配慮に関する設計」で実施した。</p> <p>・<u>技術基準規則第 8 条 (立ち入りの防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「7. 立ち入りの防止に係る設計」で実施した。</u></p> <p>・技術基準規則第 9 条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。</p> <p>・<u>技術基準規則第 10 条 (急傾斜地の崩壊の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「3. 急傾斜地の崩壊の防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<p>・差異なし</p> <p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「緊急時対策所」として技術基準規則第 6 条に対する適合性を確認している。)</p> <p>・表現上の差異</p> <p>・差異なし</p> <p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「緊急時対策所」として技術基準規則第 8 条に対する適合性を確認している。)</p> <p>・差異なし</p> <p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「緊急時対策所」として技術基準規則第 10 条に対する適合性を確認している。)</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第 11 条 (火災による損傷の防止), 第 52 条 (火災による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。 ・技術基準規則第 12 条 (発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「10. 溢水による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第 13 条 (安全避難通路等) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。 ・技術基準規則第 48 条 (準用), 第 78 条 (準用) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「18. 電気設備の設計」で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は, 「緊急時対策所」として技術基準規則第 12 条に対する適合性を確認している。) ・差異なし ・表現上の差異
		<p>2. 緊急時対策所の設置等に関する設計</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は, 様式-2 で抽出した機器等について, 基本設計方針等をインプットとして, 耐震性に関する設計, 基準津波に対する設計及び中央制御室に対する独立性に関する設計を実施するとともに, それらを踏まえた設置場所に関する設計を以下に示すとおり実施した。また, 工認プロジェクト (中央制御室チーム) は, 基本設計方針等をインプットとして, 代替電源設備からの給電に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (柏崎刈羽は, 共用に関する設計は, 章立てを行い記載している。)
		<p>2.1 設置場所等に関する設計</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所の建物及び設備の設置場所等に関する設計を以下の「2.1.1」～「2.1.3」に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号の差異 (項目番号の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下備考欄の記載を省略する。) ・設備名称の差異 ・表現上の差異
		<p>2.1.1 耐震設計</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は, 基本設計方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・表現上の差異 (アウトプット

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>をインプットとして、基準地震動による地震力に対し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の機能を喪失しない設計となるよう、詳細設計方針を定めた。</p>	<p>は「2.1.1」の最後に記載。）</p>
		<p>工認プロジェクト（計測制御チーム、電源設備チーム、耐震チーム、中央制御室チーム、通信連絡設備チーム及び共通パートチーム）は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、V-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」において設計した結果をインプットとして、詳細設計方針を満たす耐震性を有する設計となっていることを確認し、その結果をアウトプットとして緊急時対策所の機能に関する設計資料及び配置図に取りまとめた。</p>	<p>・表現上の差異（アウトプットにとりまとめる記載箇所が異なる。）</p>
		<p>2.1.2 耐津波設計 工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、基準津波の影響を受けない設計となるよう、詳細設計方針を定めた。</p>	<p>・インプットの差異 ・表現上の差異（アウトプットは「2.1.2」の最後に記載。）</p>
		<p>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、詳細設計方針、設置変更許可時の設計資料及び工認プロジェクト（津波・溢水チーム）が設定した入力津波の情報（V-1-10-13「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 浸水防護施設」（以下「V-1-10-13」という。）の「2.3 入力津波の設定」）をインプットとして、詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして緊急時対策所の機能に関する設計資料及び配置図に取りまとめた。</p>	<p>・インプットの差異 ・表現上の差異（アウトプットにとりまとめる記載箇所が異なる。）</p>
		<p>2.1.3 中央制御室に対する独立設計 工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針をインプットとして、中央制御室に対し独立した設計となるよう、詳細設計方針を定めた。</p>	<p>・表現上の差異（アウトプットは「2.1.3」の最後に記載。）</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、詳細設計方針及び設備図書をインプットとして、詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして緊急時対策所の機能に関する設計資料及び配置図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットにとりまとめる記載箇所が異なる。)
		<p>設備技術グループマネージャ は、工認プロジェクト (中央制御室チーム) が「2.1.1」～「2.1.3」で取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットにとりまとめる記載箇所が異なる。) ・差異なし
		<p>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、耐震性に関する設計、基準津波に対する設計及び中央制御室に対する独立性を満たす設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【緊急時対策所の機能に関する説明書】【緊急時対策所の設置場所を明示した図面】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>2.2 代替電源設備に関する設計</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、代替電源設備からの給電が可能となること及び多重性が確保されるよう、詳細設計方針を定めた。</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、工認プロジェクト (電源設備チーム) に対し、5 号機原子炉建屋内緊急時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットは「2.2」の最後に記載。) ・表現上の差異 ・設備名称の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>対策所に給電するために必要な容量を確認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、V-1-10-9 「<u>設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 非常用電源設備</u>」(以下「V-1-10-9」という。)の「2.1.6 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備」において設計した結果をインプットとして、詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして<u>緊急時対策所の機能に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (自明な設計対象設備名の省略) ・表現上の差異(アウトプットの明記と冗長な記載の省略) ・差異なし
		<p>【緊急時対策所の機能に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
			<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (柏崎刈羽は、共用に関する設計は、章立てを行い記載している。)
		<p>3. 緊急時対策所機能に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム, 放射線管理チーム及び通信連絡設備チーム)</u> は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の機能に係る設計として、居住性の確保、情報の把握、<u>通信連絡及び有毒ガスに対する防護措置</u>に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置について記載)

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>3.1</u> 居住性の確保に関する設計 <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、居住性の確保に関する設計として、以下の「<u>3.1.1</u>」～「<u>3.1.3</u>」に示すとおり実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p><u>3.1.1</u> 方針の決定 <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、基本設計方針をインプットとして、居住性の確保に関する設計に係る全体及び様式-2 で抽出した機器等のうち居住性の確保に関する各設備の詳細設計方針を決定し、その結果をアウトプットとして<u>緊急時対策所の機能に関する設計資料及び緊急時対策所の居住性に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、詳細設計方針をインプットとして、居住性の確保に関する設計に係る全体及び居住性の確保に関する各設備の防護措置を決定し、その結果をアウトプットとして<u>緊急時対策所の機能に関する設計資料及び緊急時対策所の居住性に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<p>・表現上の差異(アウトプットの明記)</p> <p>・表現上の差異(アウトプットの明記)</p>
		<p><u>3.1.2</u> 設備仕様の確認等 <u>(工認プロジェクト (中央制御室チーム))</u> は、居住性の確保に関する各設備の仕様の確認等について、以下の「<u>(1)</u>」～「<u>(4)</u>」に示すとおり実施した。</p>	<p>・表現上の差異 (「3.1.2」の項目名に合わせた。)</p>
		<p><u>(1)</u> 換気設備等 <u>a.</u> 緊急時対策所換気設備 <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、緊急時対策所換気設備の設計について、V-1-10-7「<u>設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 放射線管理施設</u>」(以下「V-1-10-7」という。)の「<u>10.2.1(1) 換気設備</u>」において実施した設計を確認し、評価に使用する設備に関する情報として取りまとめた。</p>	<p>・設備名称の差異</p>
		<p><u>b.</u> 放射線管理用計測装置 <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、放射線管理計測装置の設計について、V-1-10-7 の「<u>3.1.1 可搬型エリア</u></p>	<p>・表現上の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>モニタ</u>」において設計した結果をインプットとして、防護措置を満たしていることを確認した。</p>	
		<p>c. <u>差圧計</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計を使用することにより、陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計であることを確認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計について、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」,「悪影響防止等」,「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、差圧計の施設区分を「緊急時対策所」として整理している。) ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、差圧計の施設区分を「緊急時対策所」として整理している。)
		<p>d. <u>二酸化炭素吸収装置</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、二酸化炭素を除去できる5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置を設置することにより、要員の窒息を防止可能な設計であることを確認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置について、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」,「悪影響防止等」,「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、緊急時対策所に二酸化炭素吸収装置を設置する。) ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、緊急時対策所に二酸化炭素吸収装置を設置する。)
		<p>(2) <u>生体遮蔽装置</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、生体遮蔽装置の設計について、V-1-10-7の「10.2.1(2) 生体遮蔽装置」において実施した結果を確認し、評価に使用する設備に関する情報として取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>—</p>	

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>基本設計方針及び設備図書をインプット</u>として、汎用品である酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計について、防護措置を満たしていることを確認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計について、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」,「悪影響防止等」,「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (インプットについて明記した。) ・差異なし
		<p>(4) チェン징ングエリア <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、チェン징ングエリアの設備構成に関する設計について、V-1-10-7 の「8. 出入管理設備に関する設計」において設計した結果をインプットとして、防護措置を満たしていることを確認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、「(1)」～「(4)」で確認した結果をアウトプットとして設備仕様、<u>緊急時対策所の機能に関する設計資料及び緊急時対策所の居住性に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・表現上の差異 (「3.1.2」の最後にアウトプットを記載。)
		<p>3.1.3 居住性に関する評価 <u>原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、「3.1.2 設備仕様の確認等」で確認した設備に関する情報を踏まえた緊急時対策所の居住性に関する評価を、以下の「(1)」及び「(2)」に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異
		<p>(1) 被ばく評価並びに放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価 <u>設備技術グループマネージャ及び原子炉安全技術グループ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>マネージャは、<u>居住性に係る被ばく評価並びに生体遮蔽装置の放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価に関する解析を調達するための仕様書</u>を作成し、V-1-10-4 の「1. 設計に係る解析業務の管理」に従い、調達管理を実施した。</p>	<p>・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について、主に審査ガイドを参考として実施している。）</p>
		<p><u>原子炉安全技術グループマネージャは調達の中で、また、工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）は、設備技術グループマネージャが行った調達の中で、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）及び「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（以下「被ばく評価手法（内規）」という。）を参考とし、換気設備及び生体遮蔽装置の設備に関する情報並びに運用に関する情報を踏まえた解析条件を設定し、解析を行うよう供給者に対し要求した。</u></p>	
		<p>供給者は、<u>原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）</u>からの要求を受けて、当社から提供した設備図書、設備に関する情報、解析の入力条件となる情報（発電所で収集している当社が所有する気象データ、要員の滞在及びマスクの運用並びに評価点の位置及び滞在時間）及び供給者が所有する適用可能な図書をインプット情報として整理し、解析条件として表に取りまとめた。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p><u>原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）</u>は、供給者と協議のうえ、インプット情報を基に、以下の「a.」及び「b.」に示すとおり評価方針を定めた。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>a. 被ばく評価方針及び放射線の遮蔽評価方針 (a) 評価事象の選定 <u>原子炉安全技術グループマネージャ</u>は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」をインプットとして、評価事象の選定に関する方針を定めた。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>(b) 被ばく経路の選定</p>	<p>・設計プロセスの差異（柏崎刈</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>原子炉安全技術グループマネージャは、審査ガイド、要員の滞在をインプットとして、緊急時対策所内の被ばく経路の選定に関する方針を定めた。</p>	<p>羽は、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について、審査ガイドに基づき実施している。）</p>
		<p>(c) 原子炉建屋内の放射性物質の存在量分布及び大気への放出量並びに原子炉建屋内の線源強度の計算 原子炉安全技術グループマネージャは、審査ガイドをインプットとして、原子炉建屋内の放射性物質の存在量分布及び大気への放出量並びに原子炉建屋内の線源強度の計算に関する方針を定めた。</p>	<p>・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばくを評価している。）</p>
		<p>(d) 大気拡散の計算 原子炉安全技術グループマネージャは、発電所で収集している当社が所有する気象データ及び評価点の位置をインプットとして、大気拡散の計算に関する方針を定めた。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>(e) 実効線量の計算 原子炉安全技術グループマネージャは、要員の滞在、評価点の位置及び滞在時間をインプットとして、被ばく経路ごとの実効線量の計算に関する方針を定めた。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>b. 熱除去の評価方針 (a) 遮蔽体の評価点の設定 工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）は、配置図をインプットとして、遮蔽体（鉄筋コンクリート）中の温度上昇が最も厳しい箇所を評価点と設定するよう定めた。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>(b) 放射線の入射線束の設定 工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）は、「a.」と同様の計算方法により放射線の入射線束を計算するよう方針を定めた。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>(c) 遮蔽体の発熱量、温度上昇の計算 工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）は、「(b)」により設定した放射線の入射線束をインプットとして、遮蔽体の発熱量及び温度上昇を計算するよう方針を定めた。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>c. 評価に係る解析の実施</p>	<p>・表現上の差異（解析の実施プ</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>供給者は、表に取りまとめた解析条件並びに原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）が定めた評価方針をインプットとして、居住性に係る被ばく評価並びに生体遮蔽装置の放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価に関する解析を実施した。</p> <p>原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）は、供給者が表に取りまとめた解析条件及び解析について、仕様書に従って実施されているとともに、評価方針を満たしていることを確認した。</p> <p>供給者は、解析条件及び解析結果をまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</p> <p>原子炉安全技術グループマネージャは、供給者が提出した業務報告書を承認した。また、設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</p> <p>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、業務報告書をインプットとして、居住性に関する評価について、被ばく評価の評価方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、緊急時対策所の居住性に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト（放射線管理チーム）は、業務報告書をインプットとして、放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての設計資料に取りまとめた。</p>	<p>ロセスについて項目を立てて明記した。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・差異なし ・設計プロセスの差異 ・表現上の差異（「3.1.3 (1)」の最後にアウトプットを記載。） ・表現上の差異（「3.1.3 (1)」の最後にアウトプットを記載。）
		<p>(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価</p> <p>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針、設備図書及び評価上参考となる公的規格等をインプットとして、酸素及び二酸化炭素の許容濃度を設定し、必要な換</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異（アウトプットにとりまとめる記載箇所が異なる。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>気流量の計算を行い，許容濃度を満足することを確認する評価方針を<u>定めた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）</u>は，評価方針，換気設備等に関する情報及び運用に関する情報をインプットとして，酸素濃度及び二酸化炭素濃度の計算並びに許容濃度を満足することの<u>確認を実施し，その結果をアウトプットとして緊急時対策所の機能に関する設計資料及び緊急時対策所の居住性に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は，<u>工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）</u>が「3.1.1」～「3.1.3」で取りまとめた設計資料をレビューし，承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（差圧計及び二酸化炭素吸収装置を含むため，「換気設備等」とした。） ・表現上の差異（アウトプットにとりまとめる記載箇所が異なる。） ・表現上の差異（アウトプットにとりまとめる記載箇所が異なる。） ・差異なし
		<p>【要目表】【緊急時対策所の居住性に関する説明書】【緊急時対策所の機能に関する説明書】【<u>生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（遮蔽及び熱除去の計算書についてアウトプットとして記載した。）
		<p>3.2 情報の把握に関する設計</p> <p><u>工認プロジェクト（通信連絡設備チーム）</u>は，様式-2で抽出した通信連絡に必要な機器について，基本設計方針をインプットとして，情報の把握に関する詳細設計方針をまとめ，それをアウトプットとして<u>通信連絡設備に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異(アウトプットの明記) ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、情報の把握に必要な機器により <u>5号機原子炉建屋内</u> 緊急時対策所内で把握できるパラメータは、プラントの状態確認に必要なデータであることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・表現上の差異
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、V-1-10-5 「<u>設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 計測制御系統施設</u>」(以下「V-1-10-5」という。)の「8. 通信連絡設備に関する設計」において設計した結果をインプットとして、情報の把握に必要な機器及びデータ伝送等について、詳細設計方針を満たしていることを確認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、確認したこれらの結果をインプットとして、<u>5号機原子炉建屋内</u> 緊急時対策所が詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして<u>設備仕様</u>に取りまとめた。</p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び通信連絡設備チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・設備名称の差異 ・アウトプットの差異 ・差異なし
		<p>【要目表】<u>【通信連絡設備に関する説明書】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットの差異
		<p>3.3 通信連絡に関する設計</p> <p><u>工認プロジェクト (通信連絡設備チーム)</u> は、様式-2 で抽出した通信連絡に必要な機器について、基本設計方針をインプットとして、発電所内の関係要員と通信連絡できると及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計となるよう、通信連絡に関する詳細設計方針をまとめ、その結果をアウトプットとして<u>通信連絡設備に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異(アウトプットの明記)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、V-1-10-5 の「8. 通信連絡設備に関する設計」において設計した結果をインプットとして、<u>5 号機原子炉建屋内緊急時対策所</u>が詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして<u>設備仕様</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・設備名称の差異 ・アウトプットの差異
		<p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び通信連絡設備チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【要目表】<u>【通信連絡設備に関する説明書】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットの差異
		<p><u>3.4 有毒ガスに対する防護措置に関する設計</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置について記載)
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>有毒ガスに対する防護措置に関する設計</u>として、以下の「3.4.1」～「3.4.3」に示すとおり実施した。</p>	
<p><u>3.4.1 有毒ガスに対する防護措置の設定</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置について記載) 		
<p><u>(1) 固定源に対する防護措置</u> <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>基本設計方針</u>及び<u>設置変更許可時の設計資料</u>をインプットとして、<u>固定源に対する防護措置を設定し、その結果をアウトプットとして緊急時対策所の機能に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>			
<p><u>(2) 可動源に対する防護措置</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置について記載) 		
<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>基本設計方針</u>及び<u>設置変更許可時の設計資料</u>をインプットとして、<u>可動源</u></p>			

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>に対する防護措置を設定し、その結果をアウトプットとして緊急時対策所の機能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	
		<p>3.4.2 有毒ガス影響評価方法の設定 <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、有毒ガス濃度の評価方法の設定について、以下の「(1)」～「(8)」に示すとおり実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置について記載）</p>
		<p>(1) 評価事象の選定 <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、評価事象の選定に関する方針を定めた。</u></p>	<p>・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置について記載）</p>
		<p>(2) 有毒ガス到達経路の選定 <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス到達経路の選定に関する方針を定めた。</u></p>	<p>・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置について記載）</p>
		<p>(3) 有毒ガス放出率の計算 <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス放出率の計算に関する方針を定めた。</u></p>	<p>・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置について記載）</p>
		<p>(4) 大気拡散の評価 <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、大気拡散計算の評価条件に関する方針を定めた。</u></p>	<p>・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置について記載）</p>
		<p>(5) 有毒ガス濃度評価 <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス濃度評価に関する方針を定めた。</u></p>	<p>・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置について記載）</p>
		<p>(6) 有毒ガス防護のための判断基準値 <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス防護のための判断基準に関する方針を定めた。</u></p>	<p>・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置について記載）</p>
		<p>(7) 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合 <u>工認プロジェクト（中央制御室チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合に関する方針を定めた。</u></p>	<p>・設備構成の差異（有毒ガスに対する防護措置について記載）</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>(8) 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較 工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較に関する方針を定めた。</p>	<p>・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置について記載)</p>
		<p>3.4.3 有毒ガス影響評価の実施 工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、「3.4.2(1)」～「3.4.2(8)」で定めた方針をインプットとして、有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認した。 工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、「3.4.1」～「3.4.3」をインプットとして、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の指示要員の呼気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護できる設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして緊急時対策所の機能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<p>・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置について記載)</p>
		<p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (中央制御室チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<p>・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置について記載)</p>
		<p>【緊急時対策所の機能に関する説明書】</p>	<p>・設備構成の差異 (有毒ガスに対する防護措置について記載)</p>
		<p>4. 共用に関する設計 工認プロジェクト (共通パートチーム) は、様式-2で抽出した機器の「悪影響防止等」の設計についてV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」により設計を実施した。</p>	<p>・表現上の差異 (柏崎刈羽は、共用に関する設計は、章立てを行い記載している。)</p>
		<p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計 1)」及びV-1-10-1の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保</p>	<p>・表現上の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>するための設計 (設計 2)」に基づき作成した設計資料について、<u>これが V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で与えられた要求事項を満たしていることの検証を、</u>原設計者以外の者を実施させ、承認した。</p>	
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び品質保証チーム)</u> は、V-1-10-1 の「3.3.3(4) 設工認申請書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針 (設計 1) 及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果 (設計 2) <u>並びに工事の方法を設工認</u>として整理することにより、<u>設工認申請書案</u>を作成した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p><u>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャ</u>は、V-1-10-1 の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」に基づき、<u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び品質保証チーム)</u>が作成した<u>設工認申請書案</u>について、<u>本社及び発電所の関係箇所のチェック</u>を受けた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p><u>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャ</u>は、V-1-10-1 の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及びV-1-10-1 の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」が終了した<u>設工認申請書案</u>について、V-1-10-1 の「3.3.3(5) 設工認申請書の承認」に基づき、<u>原子力発電保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得た。原子力発電保安運営委員会での審議、確認が終了した後、原子力発電保安委員会に付議し、審議及び確認を得た。</u></p> <p>また、<u>原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た設工認申請書案</u>について、<u>原子力設備管理部長</u>の承認を得た。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議体及び手続きの差異
		<p>工事を主管する<u>箇所の長</u>は、V-1-10-1 の「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計 3)」に基づき、<u>設工認を実現するための具体的な設計を実施し、レビューし、承認するとともに、</u>決定した具体的な設計結果を様式-8 の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>工事を主管する<u>箇所の長</u>は、V-1-10-1 の「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に基づき、<u>設工認の対象となる設備の工事</u>を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>工事を主管する<u>箇所</u>の長は、<u>設工認</u>申請時点で継続中の工事及び<u>使用前事業者検査</u>の計画検討時に追加工事が必要となった場合、V-1-10-1 の「<u>3.6 設工認</u>における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>調達に当たっては、V-1-10-1 の「<u>3.6.3(1) 仕様書</u>の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「<u>仕様書</u>」へ明記し、供給者との情報伝達を確実にを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>工事を主管する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.5.2 使用前事業者検査</u>の計画」に基づき、<u>設工認</u>の<u>適合性確認</u>対象設備が、<u>認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること</u>、技術基準規則に適合していることを確認するための<u>使用前事業者検査</u>を計画する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>工事を主管する<u>箇所</u>の長は、<u>使用前事業者検査</u>の計画に当たって、V-1-10-1 の「<u>3.5.2(1) 使用前事業者検査</u>の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「<u>確認方法</u>」欄へ明記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異
		<p>検査の取りまとめを主管する<u>箇所</u>の長は、<u>使用前事業者検査</u>を実施するための全体工程をV-1-10-1 の「<u>3.5.3 検査計画の管理</u>」に基づき管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>検査を担当する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.5.2(1) 使用前事業者検査</u>の方法の決定」で計画した<u>使用前事業者検査</u>を実施するため、V-1-10-1 の「<u>3.5.5(4) 使用前事業者検査</u>の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「<u>検査要領書</u>」を作成し、品質<u>管理担当</u>の審査を経て、<u>検査実施責任者がこれを承認し、該当する主任技術者が確認</u>する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>検査目的</u>」, 「<u>検査対象範囲</u>」, 「<u>検査項目</u>」, 「<u>検査方法</u>」, 	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>「判定基準」, 「検査体制」, 「検査工程」, 「不適合管理」, 「検査手順」, 「検査用計器」, 「検査助勢を請負企業等へ依頼する場合は当該企業の管理に関する事項」, 「検査の記録の管理に関する事項」及び「検査成績書(様式)」</u></p> <p>工事を主管する<u>箇所</u>の長又は検査を担当する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</u>」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査対象設備を識別する。</p> <p>検査を担当する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.5.5(3) 使用前事業者</u>検査の体制」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査の体制を構成する。</p> <p>検査員は、V-1-10-1 の「<u>3.5.5 使用前事業者</u>検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で<u>使用前事業者</u>検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。</p> <p>報告を受けた検査実施責任者は、検査<u>プロセス</u>が検査要領書に基づき適切に実施されたこと、<u>及び検査結果が判定基準に適合していることを確認し、主任技術者の確認を得た後、検査を担当する箇所</u>の長に<u>検査完了の報告を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査要領の差異 ・差異なし ・差異なし ・差異なし ・検査プロセスの差異 ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所